

実施方針 新旧対照表

No	頁	新	旧
1	目次	資料3 <u>モニタリング基本要領</u>	資料3 <u>モニタリングの実施とサービス購入料の減額等</u>
2	1	<p>1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>(1) 事業内容に関する事項</p> <p>オ 事業の目的</p> <p>一方、体育センターについては、<u>運動・スポーツから「未病を改善する」</u>取組みや「<u>かながわパラスポーツ推進宣言</u>」に則った取組みなど、今日的な新たな課題への対応が求められている。</p>	<p>1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>(1) 事業内容に関する事項</p> <p>オ 事業の目的</p> <p>一方、体育センターについては、<u>運動・スポーツから「未病を治す」</u>取組みや「<u>かながわパラスポーツ推進宣言</u>」に則った取組みなど、今日的な新たな課題への対応が求められている。</p>
3	2	<p>1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>(1) 事業内容に関する事項</p> <p>キ 整備方針</p> <p>(7) 体育センター</p> <p>b <u>運動・スポーツから未病を改善する取組拠点</u></p>	<p>1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>(1) 事業内容に関する事項</p> <p>キ 整備方針</p> <p>(7) 体育センター</p> <p>b <u>運動・スポーツから未病を治す取組拠点</u></p>
4	3	<p>1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>(1) 事業内容に関する事項</p> <p>ケ 事業範囲</p> <p>事業者が行う業務範囲は、次に列挙するとおりであり、その詳細は業務要求水準書（案）に示すとおりとする。</p> <p>(7) 施設整備業務</p> <p>a 設計業務</p> <p>b 工事監理業務</p> <p>c 建設業務</p> <p>d 備品調達・設置業務</p> <p>e その他関連業務</p> <p>(イ) <u>開業準備業務</u></p> <p>(ウ) <u>維持管理業務</u></p> <p>a 点検・保守業務</p>	<p>1 特定事業の選定に関する事項</p> <p>(1) 事業内容に関する事項</p> <p>ケ 事業範囲</p> <p>事業者が行う業務範囲は、次に列挙するとおりであり、その詳細は業務要求水準書（案）に示すとおりとする。</p> <p>(7) 施設整備業務</p> <p>a 設計業務</p> <p>b 工事監理業務</p> <p>c 建設業務</p> <p>d 備品調達・設置業務</p> <p>e <u>開業準備業務</u></p> <p>f その他関連業務</p> <p>(イ) <u>維持管理業務</u></p> <p>a 点検・保守業務</p>

No	頁	新	旧																		
		b 経常修繕業務 c 外構等維持管理業務 d 環境衛生管理業務 e 清掃業務 f 駐車場維持管理業務 g 駐輪場維持管理業務 h 警備監視業務 i 備品管理業務 (イ) 運営支援業務 a 受付・利用調整等業務 b 施設管理業務 c プール監視等業務 d トレーニングルーム安全指導等業務 e 宿泊施設管理業務 (ロ) 飲食施設等運営業務 a 飲食物販施設運営業務 b 自動販売機運営業務 (ハ) 自主事業	b 経常修繕業務 c 大規模修繕業務 d 外構等維持管理業務 e 環境衛生管理業務 f 清掃業務 g 駐車場維持管理業務 h 駐輪場管理業務 i 警備監視業務 j 備品管理業務 (ウ) 運営支援業務 a 受付・利用調整等業務 b 施設管理業務 c プール監視等業務 d トレーニングルーム安全指導等業務 e 宿泊施設管理業務 (エ) 飲食施設等運営業務 a 飲食物販施設運営業務 b 自動販売機運営業務 (オ) 自主事業																		
5	6	1 特定事業の選定に関する事項 (1) 事業内容に関する事項 ス 事業スケジュール（予定） ※表中 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施内容</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">駐車場維持管理業務</td> <td style="width: 15%;">駐車場</td> <td>平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末</td> </tr> <tr> <td>駐輪場維持管理業務</td> <td>駐輪場</td> <td>平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容		スケジュール	駐車場維持管理業務	駐車場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末	駐輪場維持管理業務	駐輪場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末	1 特定事業の選定に関する事項 (1) 事業内容に関する事項 ス 事業スケジュール（予定） ※表中 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施内容</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">駐車場管理業務</td> <td style="width: 15%;">駐車場</td> <td>平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末</td> </tr> <tr> <td>駐輪場管理業務</td> <td>駐輪場</td> <td>平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容		スケジュール	駐車場管理業務	駐車場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末	駐輪場管理業務	駐輪場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末
実施内容		スケジュール																			
駐車場維持管理業務	駐車場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末																			
駐輪場維持管理業務	駐輪場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末																			
実施内容		スケジュール																			
駐車場管理業務	駐車場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末																			
駐輪場管理業務	駐輪場	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末																			

No	頁	新	旧
6	11	<p>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件</p> <p>ア 入札参加者の構成等</p> <p>(ウ) 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、入札日の7日前までに県と協議を行い、県の承諾を得るとともに、変更又は追加後において入札参加者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更し、若しくは追加し、又は携わる予定業務を変更することができる。</p>	<p>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件</p> <p>ア 入札参加者の構成等</p> <p>(ウ) 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（<u>指名停止等に該当する場合を除く。</u>）が生じ、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、入札日の7日前までに県と協議を行い、県の承諾を得るとともに、変更又は追加後において入札参加者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更し、若しくは追加し、又は携わる予定業務を変更することができる。</p>
7	14	<p>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件</p> <p>エ 各業務を担当する者に係る要件</p> <p>(ウ) 建設業務を担当する者</p> <p>次のa から e のいずれの要件も満たしていること。</p> <p><u>なお、d、e の要件については、複数者で建設業務を行う場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。</u></p>	<p>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>(4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件</p> <p>エ 各業務を担当する者に係る要件</p> <p>(ウ) 建設業務を担当する者</p> <p>次のa から e のいずれの要件も満たしていること。</p>
8	16	<p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</p> <p>(3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項</p> <p>県は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの対価として、次のサービス購入料を事業者を支払う。</p> <p>サービス購入料は、<u>施設整備業務に係る対価、開業準備業務に係る対価、維持管理業務に係る対価、運営支援業務に係る対価及び S P C 運営経費に係る対価</u>からなる。</p>	<p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</p> <p>(3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項</p> <p>県は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの対価として、次のサービス購入料を事業者を支払う。</p> <p>サービス購入料は、<u>施設整備業務に係る対価、維持管理業務に係る対価、運営支援業務に係る対価、S P C 運営経費に係る対価及び大規模修繕業務に係る対価</u>からなる。</p>

No	頁	新	旧
		<p>ア 施設整備業務に係る対価 県は、<u>施設整備期間中の年度毎に、部分払いの形態により</u>、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p> <p>イ 開業準備業務に係る対価 県は、<u>施設の供用開始後、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</u></p> <p>ウ 維持管理業務に係る対価 県は、維持管理業務の開始から事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p> <p>エ 運営支援業務に係る対価 県は、運営支援業務の開始から事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p> <p>オ S P C 運営経費に係る対価 県は、事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p>	<p>ア 施設整備業務に係る対価 県は、<u>各施設の供用開始から事業期間中に</u>、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を<u>一括払い又は割賦払いにより</u>支払う。</p> <p>イ 維持管理業務に係る対価 県は、維持管理業務の開始から事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p> <p>ウ 運営支援業務に係る対価 県は、運営支援業務の開始から事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p> <p>エ S P C 運営経費に係る対価 県は、事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</p> <p>オ <u>大規模修繕業務に係る対価</u> 県は、<u>事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。</u></p>
9	16	<p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項</p> <p>なお、サービス購入料に係る支払方法、改定方法及びペナルティ等の現時点における考え方は、資料2「<u>県が事業者を支払うサービス購入料について</u>」及び資料3「<u>モニタリング基本要領</u>」のとおりである。詳細は入札説明書等に示す。</p>	<p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項</p> <p>なお、サービス購入料に係る支払方法、改定方法及びペナルティ等の現時点における考え方は、資料2「<u>県が事業者を支払うサービス購入料について</u>」及び資料3「<u>モニタリングの実施とサービス購入料の減額等</u>」のとおりである。詳細は入札説明書等に示す。</p>
10	17	<p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (5) 事業の実施状況の監視 (モニタリング) ア モニタリング モニタリングの詳細については、資料3「<u>モニタリング基本要領</u>」で示す。</p>	<p>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (5) 事業の実施状況の監視 (モニタリング) ア モニタリング モニタリングの詳細については、資料3「<u>モニタリングの実施とサービス購入料の減額等</u>」で示す。</p>

No	頁	新	旧												
11	18	<p>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</p> <p>(2) 計画施設の規模や性能などの諸要件</p> <p>ア 建設する施設</p> <p>※表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>概要</th> <th>想定規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2アリーナ ・プール棟</td> <td>第2アリーナ：アリーナ、多目的パラ スポーツ競技・練習場、観客席 等 プール棟：屋内50m プール、<u>競技・練 習場</u>（フェンシング、ボクシング、ウ エイトリフティング、<u>ダンス・体操</u>）、 トレーニングルーム、運動能力筋力測 定室 等</td> <td>約 14,900 m² 地上2階</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	概要	想定規模	第2アリーナ ・プール棟	第2アリーナ：アリーナ、多目的パラ スポーツ競技・練習場、観客席 等 プール棟：屋内50m プール、 <u>競技・練 習場</u> （フェンシング、ボクシング、ウ エイトリフティング、 <u>ダンス・体操</u> ）、 トレーニングルーム、運動能力筋力測 定室 等	約 14,900 m ² 地上2階	<p>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</p> <p>(2) 計画施設の規模や性能などの諸要件</p> <p>ア 建設する施設</p> <p>※表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>概要</th> <th>想定規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2アリーナ ・プール棟</td> <td>第2アリーナ：アリーナ、多目的パラ スポーツ練習場、観客席 等 プール棟：屋内50m プール、練習場（フ ェンシング、ボクシング、ウエイトリ フティング等）、トレーニングルーム、 運動能力筋力測定室 等</td> <td>約 14,900 m² 地上2階</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	概要	想定規模	第2アリーナ ・プール棟	第2アリーナ：アリーナ、多目的パラ スポーツ練習場、観客席 等 プール棟：屋内50m プール、練習場（フ ェンシング、ボクシング、ウエイトリ フティング等）、トレーニングルーム、 運動能力筋力測定室 等	約 14,900 m ² 地上2階
施設名称	概要	想定規模													
第2アリーナ ・プール棟	第2アリーナ：アリーナ、多目的パラ スポーツ競技・練習場、観客席 等 プール棟：屋内50m プール、 <u>競技・練 習場</u> （フェンシング、ボクシング、ウ エイトリフティング、 <u>ダンス・体操</u> ）、 トレーニングルーム、運動能力筋力測 定室 等	約 14,900 m ² 地上2階													
施設名称	概要	想定規模													
第2アリーナ ・プール棟	第2アリーナ：アリーナ、多目的パラ スポーツ練習場、観客席 等 プール棟：屋内50m プール、練習場（フ ェンシング、ボクシング、ウエイトリ フティング等）、トレーニングルーム、 運動能力筋力測定室 等	約 14,900 m ² 地上2階													

※ 実施方針公表以降に行った手続き等について、次の箇所の記載は修正していません。

- ・ 8頁 「2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」 (2)、(3) ウ(ウ)、エ、カ
- ・ 23頁 「8 その他特定事業の実施に関して必要な事項」 (1)

※ 実施方針の付属資料については、修正版のみをホームページに公表しています。

- ・ 実施方針 資料2「県が事業者を支払うサービス購入料について」は、実施方針〈修正版〉資料2「県が事業者を支払うサービス購入料について」を参照すること。
- ・ 実施方針 資料3「モニタリングの実施とサービス購入料の減額等」は、実施方針〈修正版〉資料3「モニタリング基本要領」を参照すること。